

おくやみ ハンドブック



君津市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きの確認ができるおくやみ手続きナビも
ぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12225>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

君津市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

事前準備について

君津市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状または疎明資料が必要です。ご不明な点がございましたら、お問合せください。スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12225>

Webサイトの閲覧にあたっては下記仕様のブラウザを推奨します。その他のブラウザ、またデバイスの設定によっては正しく表示されない場合がございますのでご了承ください。

パソコン

Google Chrome 最新バージョン / Apple Safari 最新バージョン

Microsoft Edge 最新バージョン

スマートフォン

Google Chrome 最新バージョン / Apple Safari 最新バージョン



STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、君津市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）

☐ 印章（認印可）（※相続人代表及び喪主）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

お手続きの内容によって必要なものが異なる場合があります。詳細については、各種手続きページをご覧ください。また、担当窓口にお問合せください。

本人確認書類について

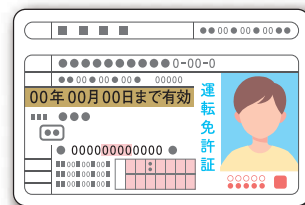
☐ 1点で本人確認できる書類（官公署発行の顔写真付きの身分証明書に限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険の資格確認書、健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (46 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(49 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (50 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (49 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (50 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

君津市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	世帯主が亡くなったとき	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.8
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10 P.11
年金	☐	年金を受給していた	P.12
	☐	年金を受給する前に亡くなったとき	
	☐	農業者年金を受給していた	P.13
介護	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.14
	☐	65歳以上で介護保険料を支払っていた	P.15
	☐	介護保険の各種減額認定証などの交付を受けていた	
	☐	高額介護(予防)サービス費の支給を受けていた	P.16
福祉(高齢)	☐	在宅で福祉手当の給付を受けていた	P.17
	☐	在宅で緊急通報装置の貸与を受けていた	
福祉(障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.18
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	障害児福祉手当を受給していた	P.19
	☐	心身障害者(児)福祉手当を受給していた	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.20
	☐	心身障害者扶養年金制度を利用していた	P.21 P.22
	☐	福祉タクシー券を利用していた	P.22
	☐	紙おむつの給付を受けていた	P.23
	☐	日常生活用具の給付を受けていた	
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.24
	☐	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	
	☐	精神障害者医療費の給付を受けていた	P.25
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
	☐	障害児通所支援を利用していた	P.26
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	
税金	☐	市税が課税されていた	P.27
	☐	自動車・バイクなどを所有していた	P.28
	☐	固定資産を持っていた	P.29
土地	☐	森林の土地を相続したとき	P.30
	☐	農地を相続したとき	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.31
	☐	児童の父または母が亡くなったとき	
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.32
	☐	子ども医療費助成受給券を交付されていた	
	☐	ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた	P.33
	☐	養育医療券を交付されていた	
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.34
	☐	水道使用者として契約していた	
	☐	水道の所有者が亡くなったとき	P.35
	☐	下水道のみを使用していた	
	☐	君津市内または富津市内に土地・建物を所有もしくは 下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であった	P.36
飼い犬	☐	犬の飼い主が亡くなったとき	P.37
市営聖地公園	☐	市営聖地公園（市営墓地）の使用者が亡くなったとき	P.38
その他	☐	住宅の所有者が亡くなられ、他に住む方がいないとき	P.39
	☐	家財整理をしたい	P.40

1. 住民登録に関する手続き

世帯主が亡くなったとき

手続き 世帯主変更届の提出

手続き詳細	期 限
3人以上いる世帯の世帯主が亡くなった場合は、世帯主が亡くなった日から14日以内に、世帯主変更の届出が必要です。(世帯員が2人だけの世帯主だった場合は自動的に変更いたします。)	死亡日から 14 日以内
	市民センター
	○
	手続き可能な人 同世帯の方 ※ 亡くなった方と別世帯の方が手続きする場合は委任状が必要です。
必要なもの	問合せ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	市民課 ☎ 0439-56-1131

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	市民センター
	○
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなった方の印鑑登録証	市民課 ☎ 0439-56-1131

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは自動的に廃止となります。返納をご希望の場合は窓口にお持ちください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカードなどの返納後確認していただくことができなくなります。マイナンバーカードなどを返納される場合は、すべてのお手続きが完了してからご返納いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	市民センター
	○
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0439-56-1131

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証などの返還

手続き詳細	期 限
被保険者証などを返還してください。	なし
	市民センター
	○
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
① 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 ② 国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主が亡くなられた場合は、加入者全員の国民健康保険被保険者証 ※下記をお持ちの場合はあわせて返還してください。 ☐ 国民健康保険限度額適用認定証 ☐ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 国民健康保険特定疾病療養受療証	国保年金課 ☎ 0439-56-1171

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った喪主の方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年
	市民センター
	○
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	問合せ先
① 喪主の方の印章(認印可) ② 喪主の方の口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカードなど) ③ 喪主の方の氏名が確認できる葬祭執行を証明する書類(会葬礼状または葬儀の領収書など) ④ 喪主の方の個人番号(マイナンバー)が記載されている書類(個人番号カード、住民票の写し(マイナンバー記載)) ※ 国民健康保険以外の保険証をお使いの方は、勤務先または各健康保険組合に確認してください。	国保年金課 ☎ 0439-56-1171

手続き③

亡くなられた方の被扶養者が健康保険などの資格を失い、国民健康保険に加入する手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の勤務先から、被扶養者でなくなった証明書(健康保険資格喪失証明書など)を受け取り、加入の手続きをしてください。	14 日以内
	市民センター
	○
	手続き可能な人 世帯主または本人
必要なもの	問合せ先
① 健康保険資格喪失証明書など ② 届出人と被扶養者だった方の個人番号(マイナンバー)が記載されている書類(個人番号カード、住民票の写し(マイナンバー記載))	国保年金課 ☎ 0439-56-1171

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き①

保険証などの返還

手続き詳細	期 限
被保険者証などを返還してください。	なし
	市民センター
	○
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 ※下記をお持ちの場合はあわせて返還してください。 ☐ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	国保年金課 ☎ 0439-56-1179

2. 保険に関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った喪主の方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年
	市民センター
	○
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	問合せ先
☐ 喪主の方の印章(認印可) ☐ 喪主の方の口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカードなど) ☐ 喪主の方の氏名が確認できる葬祭執行を証明する書類(会葬礼状または葬儀の領収書)	国保年金課 ☎ 0439-56-1179

手続き③ 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。なお、既に送付先変更届を提出されていて、送付先が相続人になっている場合は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	約 2 週間以内
	市民センター
	○
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	国保年金課 ☎ 0439-56-1179

3. 年金に関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

年金を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給権者死亡届や未支給年金の請求などの手続きが必要になることがあります。	お問合せください。
	市民センター
	○
	手続き可能な人
必要なもの	お問合せください。
	問合せ先
	国保年金課 ☎ 0439-56-1152
	ねんきんダイヤル 《自動音声》 ☎ 0570-05-1165
必要な手続きや書類につきましては、国民年金・厚生年金・共済年金の各年金保険者などにお問合せください。 ① 障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受給していた方は、市役所国保年金課にお問合せください。 ② 老齢基礎年金や厚生年金を受給していた方は、ねんきんダイヤルにお問合せください。 ③ 共済年金を受給していた方は、加入していた共済組合にお問合せください。	各共済組合

年金を受給する前に亡くなられたとき

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
年金の加入状況や納付状況によって、死亡一時金や遺族年金などが受け取れる場合があります。	お問合せください。
	市民センター
	×
	手続き可能な人
必要なもの	お問合せください。
	問合せ先
	ねんきんダイヤル 《自動音声》 ☎ 0570-05-1165

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

3. 年金に関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	市民センター
	×
	手続き可能な人
	ご遺族の方 ※未支給年金がある場合は請求順位があります。
必要なもの	問合せ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の住民票除票、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書 ※未支給年金がある場合 ☐ 受給権者と届出人の間柄のわかる戸籍謄本など（受給者が死亡した日付以降に取得したもの） ☐ 未支給年金を入金するご遺族の方の通帳	農業委員会事務局 ☎ 0439-56-1336

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 保険証などの返還

手続き詳細	期 限
被保険者証などを返還してください。	亡くなられた日から15日以内
	市民センター
	○
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 介護保険被保険者証 ※下記をお持ちの場合はあわせて返還してください。 ☐ 介護保険負担割合証	介護保険課 介護管理係 ☎ 0439-56-1610

手続き② 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の保険料の変更や未納、還付に関するお手紙を送付する場合があるため、送付先を相続人あてに変更する手続きをしてください。 なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	なし ただし送付物が到着しない可能性もあるためなるべく早めの手続きをお願いします
	市民センター
	○
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	介護保険課 介護管理係 ☎ 0439-56-1610

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上で介護保険料を支払っていた

手続き 介護保険料の精算

手続き詳細	期 限
納付状況によっては保険料の納付や還付が発生します。還付が発生する場合は、相続人の振込先の口座を記入していただきます。	還付の通知後2年で時効となります
	市民センター
	△
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問合せ先
☐ 相続人の印章（認印可） ☐ 相続人の方の口座がわかるもの（通帳もしくはキャッシュカードなど）	介護保険課 介護管理係 ☎ 0439-56-1610

介護保険の各種減額認定証などの交付を受けていた

手続き 認定証などの返還

手続き詳細	期 限
下記の認定証などをお持ちの場合は返還してください。	なし
	市民センター
	○
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 介護保険負担限度額認定証 ☐ 介護保険利用者負担額減額・免除認定証 ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減措置確認証 ☐ 介護保険特定負担限度額認定証	介護保険課 介護給付係 ☎ 0439-56-1146

高額介護(予防)サービス費の支給を受けていた

手続き 振込口座を相続人名義の口座へ変更

手続き詳細	期 限
これまで被保険者名義の口座で支給を受けていた方は、振込口座を相続人名義の口座へ変更していただく必要があります。	できるだけ速やかに
	市民センター
	△
	手続き可能な人
必要なもの	相続人
	問合せ先
☐ 相続人の印章（認印可） ☐ 相続人の方の口座がわかるもの（通帳もしくはキャッシュカードなど）	介護保険課 介護給付係 ☎ 0439-56-1146

MEMO

5. 福祉（高齢）に関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

在宅で福祉手当の給付を受けていた方

手続き 資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
在宅で介護手当を受給していた方が亡くなられた場合、死亡月をもって資格喪失となり、届け出が必要になります。	速やかに
	市民センター
	△
	手続き可能な人 介護者または親族など
必要なもの	問合せ先
なし	市役所 1 階 13 番窓口 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 0439-56-1731

在宅で緊急通報装置の貸与を受けていた方

手続き 資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
在宅で緊急通報装置の貸与を受けていた方が亡くなられた場合、死亡月をもって資格喪失となります。 撤去手続きを行うため届け出が必要になります。	速やかに
	市民センター
	△
	手続き可能な人 介護者または親族など
必要なもの	問合せ先
なし	市役所 1 階 13 番窓口 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 0439-56-1731

6. 福祉（障がい）に関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	市民センター
	△
	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
	問合せ先
	障がい福祉課
	☎ 0439-56-1148
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	市民センター
	△
	手続き可能な人
必要なもの	親族など（未払い分の請求は相続人）
	問合せ先
	障がい福祉課
	☎ 0439-56-1148
☐ 印章（認印可） ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

6. 福祉（障がい）に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

手続き

障害児福祉手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	市民センター
	△
	手続き可能な人 親族など（未払い分の請求は相続人）
必要なもの	問合せ先
☐ 印章（認印可） ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1148

心身障害者（児）福祉手当を受給していた

手続き

心身障害者（児）福祉手当受給資格消滅届の提出
(未払い分がある場合は福祉手当未支払手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者（児）福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	市民センター
	△
	手続き可能な人 親族など（未払い分の請求は相続人）
必要なもの	問合せ先
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの ☐ 印章（認印可）	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1148

特別児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	市民センター
	△
	手続き可能な人 親族等（未払い分の請求は相続人）
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 ☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本（受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し、マイナンバー確認書類 ☐ 印章（認印可）	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1148

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	市民センター
	△
	手続き可能な人 受給者
必要なもの	問合せ先
☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 印章（認印可）	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1148

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養年金制度を利用していた

【掛金を支払っていた加入者（保護者）が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた加入者（保護者）が亡くなられた場合、年金支給の請求手続きが必要です。 年金支給には条件がありますのでお問い合わせください。	掛金を支払っていた加入者（保護者）が亡くなられた日から3年以内
	市民センター
	△
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問合せ先
必要なものにつきましては、障がい福祉課にお問い合わせください。	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1148

【加入者（保護者）の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
加入者（保護者）の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、弔慰金の請求手続きが必要です。 弔慰金支給には条件がありますのでお問い合わせください。	加入者（保護者）の生存中に障がいのある方が亡くなられた日から3年以内
	市民センター
	△
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問合せ先
必要なものにつきましては、障がい福祉課にお問い合わせください。	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1148

【年金を受給していた障がいのある方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた障がいのある方が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の年金があれば請求手続きが必要です。	速やかに
	市民センター
	△
	手続き可能な人 親族等（未払い分の請求は相続人）
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1148

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー対象者資格喪失届の提出と、未使用分の福祉タクシー券の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返還となります。	速やかに
	市民センター
	△
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1148

6. 福祉（障がい）に関する手続き

紙おむつの給付を受けていた

手続き 受給資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が紙おむつを受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	市民センター
	△
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問合せ先
なし	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1148

日常生活用具の給付を受けていた

手続き 未使用分の給付券がある方は返還 市の保健福祉センターふれあい館で保管しているストーマ装具がある方は引取り

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が日常生活用具の給付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の給付券があれば返還となります。 また、市の保健福祉センターふれあい館で保管しているストーマ装具がある方は、引き取りとなります。	速やかに
	市民センター
	△
	手続き可能な人
	親族など 施設入所していた場合は、 施設職員
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の日常生活用具の給付券	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1181

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	速やかに
	市民センター
	△
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1181

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者（児）医療費助成受給券の返還及び、資格喪失届の提出 （未支給分がある場合は口座変更届の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	口座変更届の提出のみ未支給分医療費の支払い日の属する月から2年以内
	市民センター
	△
	手続き可能な人 親族など（未支給分の申請は相続人）
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の重度心身障害者（児）医療費助成受給券 ☐ 未申請分の医療費領収書 ☐ 未支給分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1148

6. 福祉（障がい）に関する手続き

精神障害者医療費の給付を受けていた

手続き 資格変更（喪失）届の提出（未支給分がある場合は口座変更届の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が精神障害者医療費給付を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未支給分の医療費を受給するには手続きが必要です。	口座変更届の提出のみ未支給分医療費の診療（調剤）日の属する月から2年以内
	市民センター
	△
	手続き可能な人 親族など（未支給分の申請は相続人）
必要なもの	問合せ先
☐ 未申請分の医療費領収書 ☐ 未支給分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1148

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返還となります。	なし
	市民センター
	△
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1181

障害児通所支援を利用していた

手続き 福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
障害児通所支援を受給し、通所している児童が亡くなった場合には福祉サービス受給者証の返還となります。	なし
	市民センター
	△
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の福祉サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1181

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返還となります。	なし
	市民センター
	△
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 0439-56-1181

7. 税金に関する手続き

市税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
市税（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって相続人の方に納付していただくことになります。 相続人のうち指定された代表の方へ市税に関する通知をお送りするために「相続人代表者指定届出書」を提出してください。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は通知書記載の期日まで
	市民センター
	△
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問合せ先
【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ☐ 遺言書の写しなど	納税課 ☎ 0439-56-1161

MEMO

自動車・バイクなどを所有していた

手続き 名義変更または廃車

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続した場合は、下記問合せ先で、名義変更または廃車の手続きを行ってください。	<名義変更> 亡くなられた日から 15 日以内 <廃車> 亡くなられた日から 30 日以内
	市民センター
	○
	手続き可能な人 【原動機付自転車（125cc 以下）及び小型特殊自動車を相続した方】 ①相続人の方 ②相続人と同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。 ※原動機付自転車（125cc 以下）及び小型特殊自動車以外の車両については、下記問合せ先にお問合せください。
必要なもの	問合せ先
【原動機付自転車（125cc 以下）及び小型特殊自動車を相続した方】 ☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状 ※原動機付自転車（125cc 以下）及び小型特殊自動車以外の車両については、右記問合せ先にお問合せください。	○原動機付自転車（125cc 以下）及び小型特殊自動車 課税課 ☎ 0439-56-1502 ○三輪・四輪の軽自動車 軽自動車検査協会千葉事務所袖ヶ浦支所 ☎ 050-3816-3116（音声案内） ○普通自動車、125cc を超えるバイク 関東運輸局千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2025（音声案内）

7. 税金に関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

固定資産を持っていた

手続き 土地及び家屋の名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ方が亡くなられた場合、土地及び家屋の名義変更が必要となります。	遺産分割協議終了後速やかにお 願いします
○土地または登記してある家屋の場合 千葉地方法務局木更津支局で相続登記の手続きをしてください。登記の手続き方法や必要なものは、千葉地方法務局木更津支局にお問合せください。	市民センター ×
○登記していない家屋の場合 課税課課税係に下記の書類を提出してください。	手続き可能な人 【土地または登記してある家屋 の場合】 千葉地方法務局木更津支局に お問合せください。 【登記していない家屋の場合】 相続人の方、もしくは、相続 人から委任された方（委任状 が必要となります）
※所有権移転の手続きが1月1日時点で終了していない場合は、 相続人の中から代表者（現所有者）を決めていただく必要が ありますので、下記の課税課までお問合せください。	
必要なもの	問合せ先
【登記していない家屋の場合】 ①固定資産現所有者申告書 ②相続したことを証する書類（遺産分割協議書や戸籍謄 本など）	課税課 ☎ 0439-56-1165 管轄の法務局 千葉地方法務局木更津支局 ☎ 0438-22-2531

MEMO

8. 土地に関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

森林の土地を相続したとき

手続き 森林の土地の所有者届書の提出

手続き詳細	期 限
地域森林計画の対象となっている民有林をお持ちの方が亡くなり、その土地を相続した場合、亡くなられた日から90日以内に相続した森林の土地の所有者届出書の提出が必要です。 対象地の有無など、詳細は事前にお問合せください。	死亡日から90日以内 (分割協議が整わない場合は共有物として届け出後、分割協議が整ってから再度届け出てください。)
	市民センター
	×
	手続き可能な人
	相続人または親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 森林の土地の所有者届出書 ☐ 該当する土地の位置を示す地図 ☐ 該当する土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面	農林土木課 ☎ 0439-56-1676

農地を相続したとき

手続き 相続の届出

手続き詳細	期 限
相続(遺産分割および包括遺贈を含む)により農地の権利(所有権や賃借権など)を取得した方は、届出書を提出してください。	
	市民センター
	×
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
☐ 相続を受けたことのわかる書類の写し	農業委員会事務局 ☎ 0439-56-1336

9. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、受給者の変更及び未払いの児童手当の請求手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	市民センター
	△
	手続き可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問合せ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 受給予定者の通帳またはキャッシュカード ☐ 対象児童の通帳またはキャッシュカード	こども政策課 ☎ 0439-56-1128

児童の父または母が亡くなられたとき

手続き 児童扶養手当等の申請に関する相談

手続き詳細	期 限
18歳までの児童（児童に一定の障害がある場合は20歳までの児童）を養育していた方が亡くなられた場合は、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費等助成、ひとり親家庭住宅手当を受けられる場合があります。別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	お問合せください。
	市民センター
	×
	手続き可能な人
	児童の保護者（申請者本人）
必要なもの	問合せ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ※事前相談後、必要なものをご案内します。	こども政策課 ☎ 0439-56-1128

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	市民センター
	×
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問合せ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 対象児童の通帳またはキャッシュカード ☐ 児童扶養手当証書	こども政策課 ☎ 0439-56-1128

子ども医療費助成受給券を交付されていた

手続き 世帯変更の手続き、受給券の返却・破棄

手続き詳細	期 限
受給券を交付された児童の保護者が亡くなられた場合、保護者変更・世帯変更の手続きが必要となります。 また、児童が亡くなられた場合は受給券を返却または破棄してください。	なし
	市民センター
	△
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問合せ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 児童の子ども医療費助成受給券	こども政策課 ☎ 0439-56-1128

9. 子どもに関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた

手続き 世帯変更の手続きまたは喪失届の提出、受給券の返却・破棄

手続き詳細	期 限
受給券を交付された方が亡くなられた場合、世帯変更の手続きまたは喪失届の提出が必要となります。 また、児童が亡くなられた場合は受給券を返却または破棄してください。	なし
	市民センター
	△
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ ひとり親家庭等医療費等助成受給券	こども政策課 ☎ 0439-56-1128

養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返却・破棄

手続き詳細	期 限
医療券を交付された児童が亡くなられた場合、医療券は返却または破棄してください。	なし
	市民センター
	×
	手続き可能な人 乳児の保護者
必要なもの	問合せ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 乳児の養育医療券	こども政策課 ☎ 0439-56-1128

10. 上下水道に関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

水道使用者として契約していた

手続き 必要な手続きの確認、水道使用者の名義変更または、閉栓の手続き

手続き詳細	期 限
【水道の使用を停止し閉栓する場合】 使用を停止する手続きが必要ですのでお問合せください。 【水道を継続して使用する場合】 水道使用者の名義変更が必要ですのでお問合せください。	速やかに
	市民センター
	×
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 問合せにより確認	かずさ水道広域連合企業団 君津営業所 (ヴェオリア・ジェネッツ(株) 君津営業所) ☎ 0439-57-0076

水道使用者として契約していた

手続き 必要な手続きの確認、口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	速やかに
	市民センター
	×
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 問合せにより確認	かずさ水道広域連合企業団 君津営業所 (ヴェオリア・ジェネッツ(株) 君津営業所) ☎ 0439-57-0076

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

10. 上下水道に関する手続き

水道の所有者が亡くなったとき

手続き 給水装置所有者の変更手続き

手続き詳細	期 限
給水装置所有者の変更手続きが必要です。右記にお問合せください。 ※水道の所有者とは、給水装置(水道メーターなど)の権利を所有する方です。	速やかに
	市民センター
	×
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 給水装置所有者変更届 ☐ 建物(土地)全部事項証明書(新所有者に登記後のもの) ☐ 公図 ☐ 提出される方の身分証明書の写し	かずさ水道広域連合企業団 君津営業所 (ヴェオリア・ジェネッツ(株) 君津営業所) ☎ 0439-57-0076

下水道のみを使用していた

手続き 名義変更または下水道使用廃止手続き

手続き詳細	期 限
上水道を使用せず井戸水のみを公共下水道に接続されている世帯(下水道使用料のみをお支払いの世帯)の方が亡くなった場合、名義変更または下水道使用廃止の手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください
	市民センター
	×
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問合せ先
☐ 公共下水道使用届	君津富津広域下水道組合 総務課 ☎ 0439-56-1258

君津市内または富津市内に土地・建物を所有 もしくは下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であった

手続き 受益者負担金対象地の確認、受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
君津市内または富津市内のうち以下の場所に土地・建物を所有していた場合は、受益者負担金の対象であるかご確認をお願いします。 ※君津市 北子安1～2丁目、台1～2丁目、 中野1丁目、中富 ※富津市 大堀、大堀1～4丁目、 青木、青木1～4丁目、 二間塚、西川 下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更が発生した 日から14日以内
	市民センター
	×
	手続き可能な人
	受益者負担金の対象であるかの確認は基本的にご 親族の方
	受益者の変更の手続きは 新たに受益者（納付義務者） となる方
必要なもの	問合せ先
☐ 下水道事業受益者変更届	君津富津広域下水道組合 総務課 ☎ 0439-56-1258

MEMO

11. 飼い犬に関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

犬の飼い主が亡くなったとき

手続き 犬の登録事項変更届書の提出

手続き詳細	期 限
犬の飼い主が亡くなった場合は、登録事項の変更手続きが必要です。	速やかに
	市民センター
	×
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	環境衛生課 ☎ 0439-56-1221

MEMO

12. 市営聖地公園に関する手続き

市民センター対応

○：手続き可 △：記入済書類のお預かりのみ可 ×：手続き不可

市営聖地公園（市営墓地）の使用者が亡くなられたとき

手続き 君津市営聖地公園墓地使用権承継承認申請書の提出

手続き詳細	期 限
市営聖地公園の使用者が亡くなられた場合は、承継の手続きが必要です。	速やかに
	市民センター
	×
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問合せ先
☐ 戸籍謄本（使用者との関係がわかるもの） ☐ 承継者の住民票謄本（世帯全員、本籍・続柄記載のもの） ☐ 君津市営聖地公園墓地使用許可証 ※手続きにより必要書類が異なりますので、詳しくはお問合せください。	環境衛生課 ☎ 0439-56-1221

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

13. その他の手続き

住宅の所有者が亡くなられ、他に住む方がいないとき

手続き 空き家に関する相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有していた住宅は、遺産分割協議終了後速やかに相続手続きを行ってください。 住宅は使用しないと早く傷んでしまい、そのままにすると他の方に怪我をさせたり、家や車などの財産に被害を与え、損害賠償責任を問われるおそれがあります。定期的に風通しや補修するなど、適切な管理をお願いします。 なお、空き家の相続手続きや売却、管理などに関する困りごとがある場合は、ご相談ください。	速やかに
	市民センター
	×
	手続き可能な人
必要なもの	相続人など
なし	問合せ先 建築課 ☎ 0439-56-1621

MEMO

家財整理をしたい

手続き 不要となる物の処分

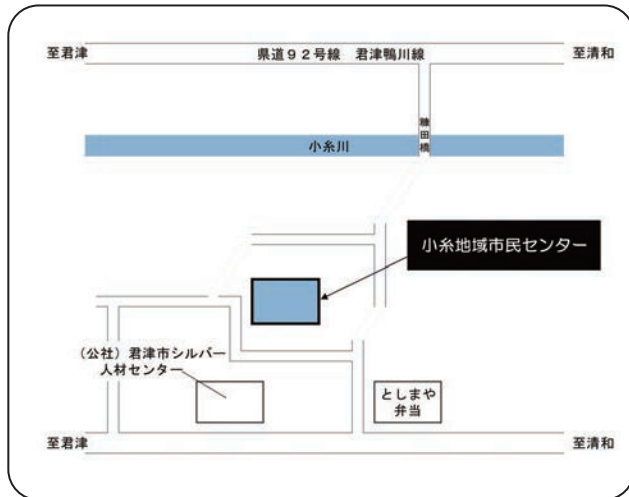
手続き詳細	期 限																								
不要となる物が多い場合は、清掃工場に自己搬入していただくか、君津市が許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者へ処分を依頼してください。 ○清掃工場に自己搬入する場合 清掃工場へのごみの搬入については、ごみの発生場所（市内住所）がわかる書類をご用意のうえ、品目ごとに分けてお持ち込みください。品目によっては、お引き受けできないものもあります。 また、一度にお持ち込みいただける量は 200kg までです。 なお、処分料金などの詳細については、清掃工場までお問合せをお願いします。 【清掃工場のご案内】 住 所：君津市三直 1552-35 電 話：0439-52-5353 お問合せ：月曜日～金曜日（休日・祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 開 所 日：月曜日～土曜日（日曜日及び 1 月 1 日～ 3 日を除く） 受付時間：（午前の部）午前 9 時～ 11 時 30 分 （午後の部）午後 1 時～ 4 時 ○一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する場合 処分料金に加え、収集運搬料金がかかります。料金は事業者ごとに異なりますので、直接、事業者へお問合せください。 【一般廃棄物収集運搬業許可業者】 <table><tr><th>事業者名</th><th>所 在 地</th><th>電話番号 (0439)</th><th>事業者名</th><th>所 在 地</th><th>電話番号 (0439)</th></tr><tr><td>(有)内山建設</td><td>三直 1274</td><td>52-9866</td><td>(有)栄光商事</td><td>三直 1287</td><td>57-1155</td></tr><tr><td>(有)ヒロセ</td><td>坂田 1280-1</td><td>54-5339</td><td>(有)山田板金工業所</td><td>常代 5-7-11</td><td>52-2383</td></tr><tr><td>(有)鈴木建材総業</td><td>南子安 8-22-24</td><td>55-1131</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	事業者名	所 在 地	電話番号 (0439)	事業者名	所 在 地	電話番号 (0439)	(有)内山建設	三直 1274	52-9866	(有)栄光商事	三直 1287	57-1155	(有)ヒロセ	坂田 1280-1	54-5339	(有)山田板金工業所	常代 5-7-11	52-2383	(有)鈴木建材総業	南子安 8-22-24	55-1131				なし （清掃工場への自己搬入は、受付時間内にお持ちください。） 市民センター × 手続き可能な人 親族など
事業者名	所 在 地	電話番号 (0439)	事業者名	所 在 地	電話番号 (0439)																				
(有)内山建設	三直 1274	52-9866	(有)栄光商事	三直 1287	57-1155																				
(有)ヒロセ	坂田 1280-1	54-5339	(有)山田板金工業所	常代 5-7-11	52-2383																				
(有)鈴木建材総業	南子安 8-22-24	55-1131																							
必要なもの	問合せ先																								
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など）	清掃工場 ☎ 0439-52-5353																								

市民センターのご案内

小糸地域市民センター

☎ 0439-32-3111

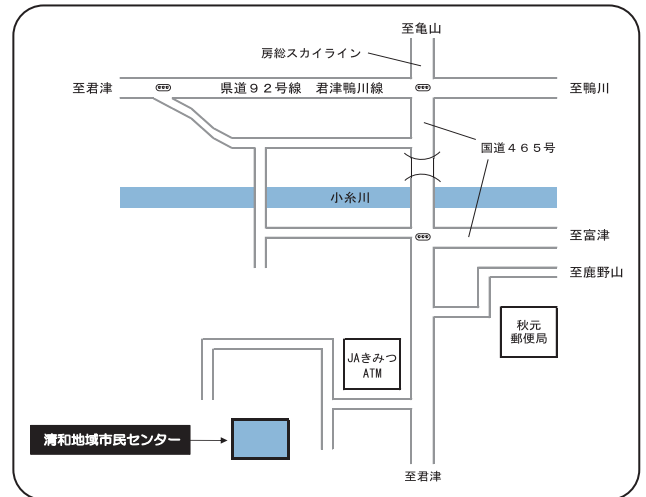
〒299-1104 君津市糠田 55



清和地域市民センター

☎ 0439-29-7537

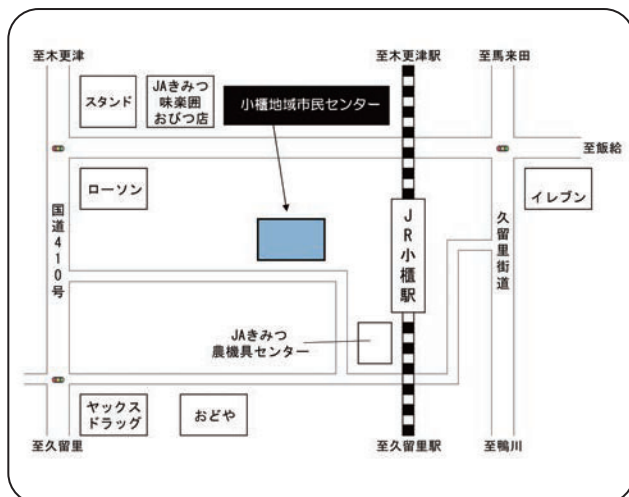
〒 292-1168 君津市西栗倉 36



小櫃地域市民センター

☎ 0439-35-3111

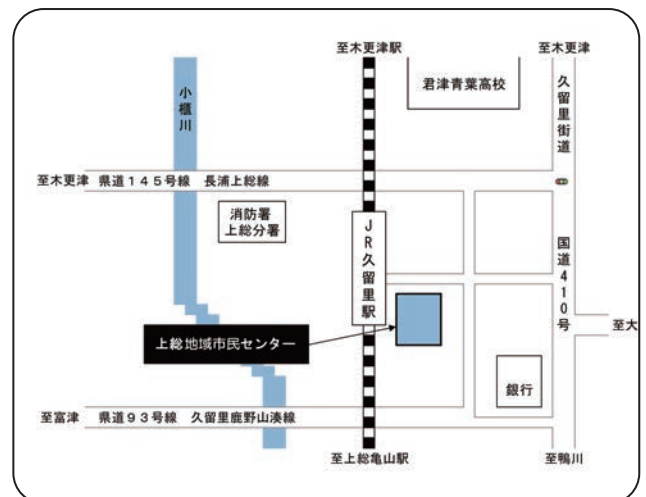
〒 292-0451 君津市末吉 128



上総地域市民センター

☎ 0439-27-3111

〒 292-0421 君津市久留里市場 192-5



MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返還など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返還		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返還してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得のわかる証明書、住民票のコピー、受取人の印章（認印可）、振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカードなど） 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	木更津税務署 ☎ 0438-23-6161
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から承諾書を発行してもらいます。

2 埋葬の証明を受ける

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬の証明書を受けます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・改葬の場所が確認できる資料
(契約書、パンフレットなど)・承諾書

▼提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問合せ先

市民課

☎ 0439-56-1131

現在の埋葬場所が君津市以外の場合は、埋葬されている市区町村に申請してください。

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問合せ先
運転免許証	☐	返納手続き	君津警察署 ☎ 0439-54-0110
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問合せください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄 する健康福祉センター （保健所）へお問合せ ください。	君津健康福祉センター （君津保健所） ☎ 0438-22-3743
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

MEMO

該当事項	☒	主な手続き	問合せ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 木更津税務署 ☎ 0438-23-6161
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	千葉地方法務局木更津支局 ☎ 0438-22-2531
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問合せいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

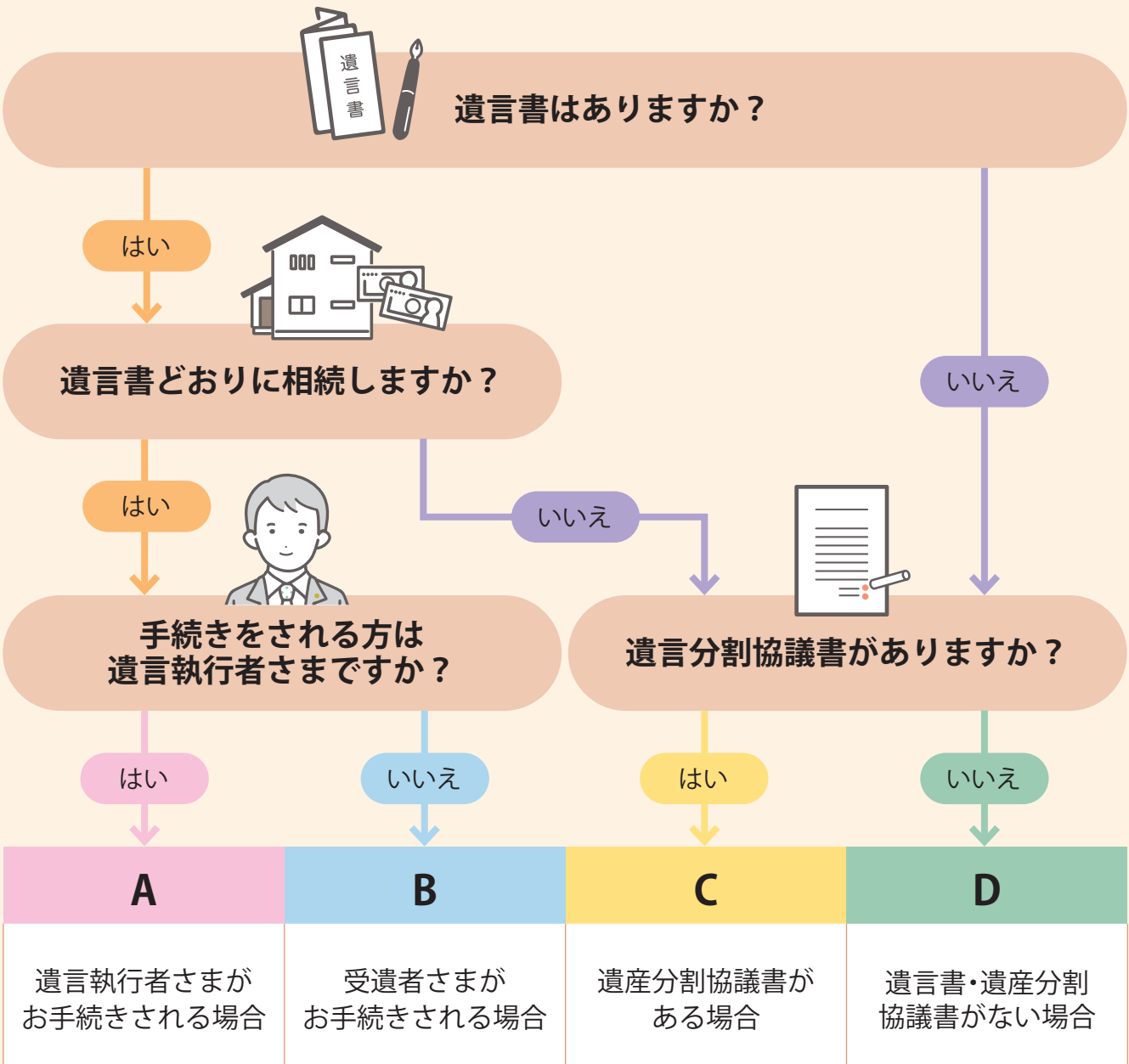
MEMO

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問合せください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

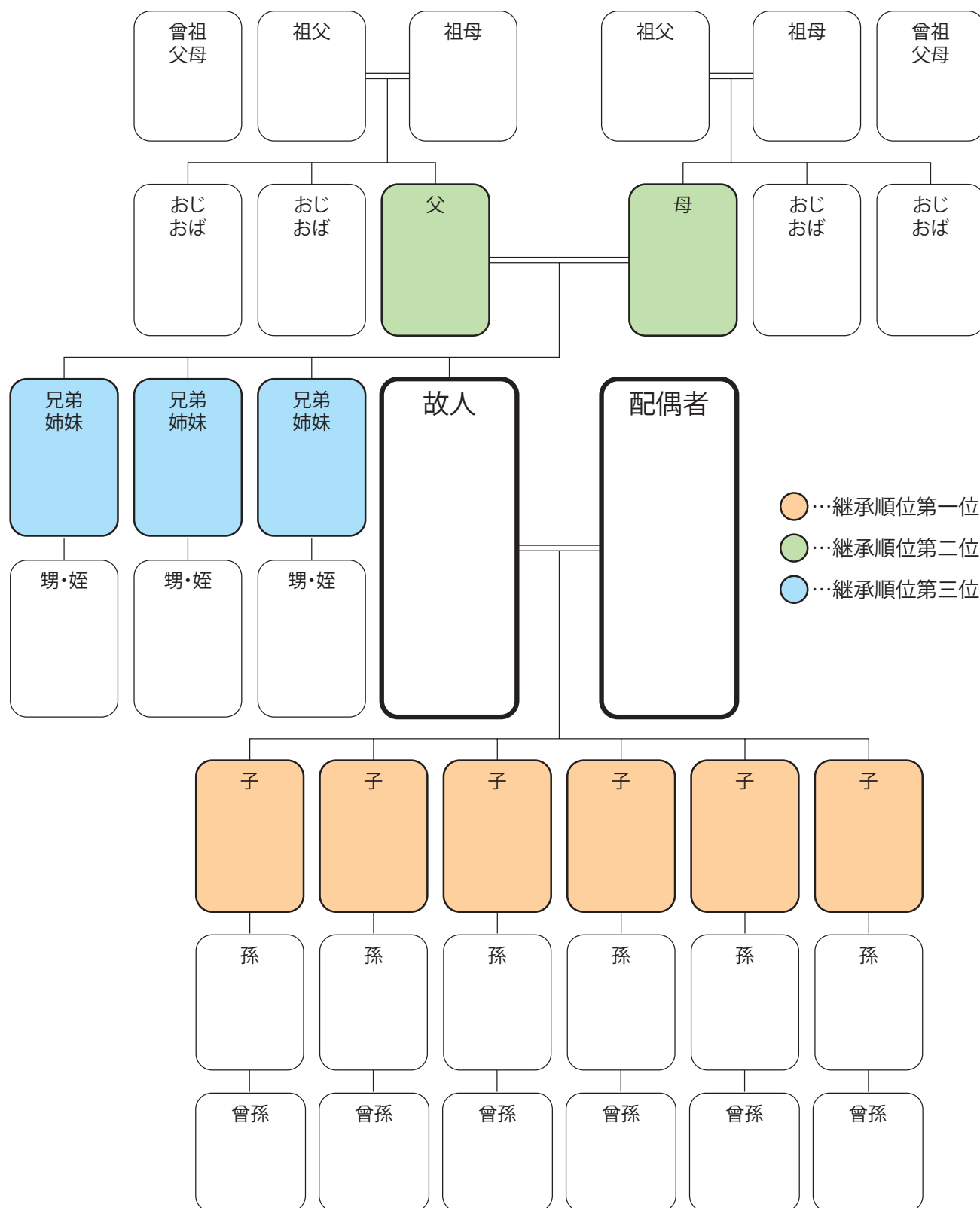
委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

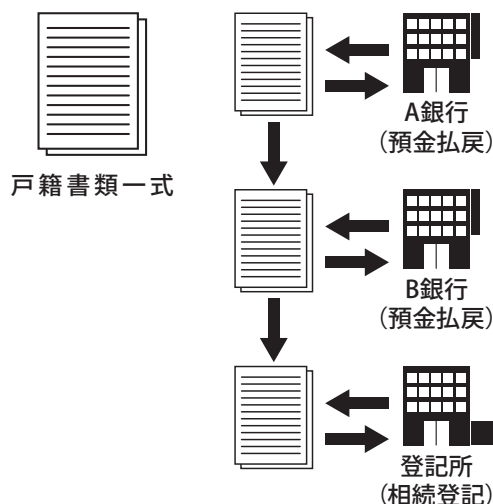
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

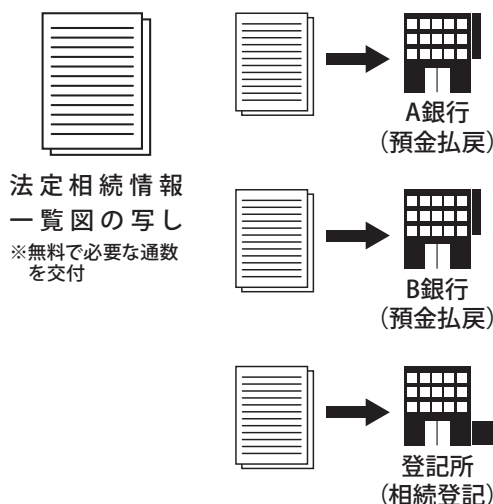
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返還します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先)君津市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

よくわからない相続税、まずは相談してみませんか？

この度はお悔やみ申し上げます。

皆様のお気持ちに沿いながら、申告書作成ほか各種手続きのお手伝いをさせていただきます。

まずはお話を聞かせてください。
一緒に不安事の一つずつ
解消していきましょう。



税理士 上原 章裕
私が担当させて戴きます。



初めての経験で
誰に相談したらよい
のかわからない。

どんな税理士さん
なんだろう、
ちょっと不安・・・

初回相談料無料
お気軽にご相談ください。

HPはこちらから



織本林太郎税理士事務所

千葉県千葉市稲毛区緑町二丁目15番5号

TEL 043-242-2288

受付時間：AM9:00～PM5:00 (休祝日除く)

URL: <https://www.kaikei-home.com/orimoto/> MAIL: ue-orimoto@mbr.nifty.com



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします



お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた生前準備パックを
専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します！



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください！



0120-982-219

〔受付時間〕

9:00～17:30 (年中無休)

※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。

専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。

※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



相続でお困りなら 君津法律事務所へ

初回法律相談
60分無料

親切丁寧な
サポート

相続以外も
相談可能

お悩みの方は、まずはお電話で
ご予約をお取りください。
弁護士がご相談をお伺いたします。



弁護士 矢野 智之
(千葉県弁護士会所属)

お電話はコチラ

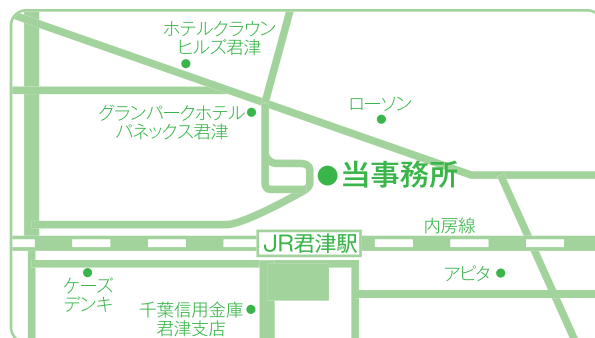
📞 0439-32-1160

君津法律事務所

〒299-1144
千葉県君津市東坂田1丁目3-3
京葉君津ビル4階

● 営業時間
9:00~18:00(平日)

● ホームページ
<http://kimitsu-law.com>



★ 君津駅北口徒歩1分
★ 1階が京葉銀行

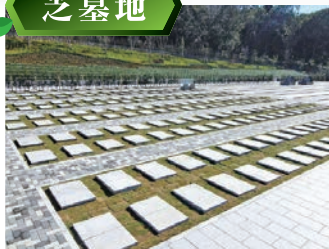
自然が見守る緑豊かな

三舟霊園

宗教自由

大切な人との思い出に浸るひとときを。

芝墓地



一般墓地



新型プレート葬 ひだまり



- ・ご遺骨が無くても購入ができます。
- ・建墓ローンも取り扱っております。
- ・大きい区画もご相談下さい。

- ・継承者がいない方もお求めできます。
- ・合祀がなく永代に亘りお護りします。
- ・蓋に氏名を彫刻いたします。

●永代使用料

永代使用料 (1.5㎡)	区画面積	永代使用料	年間管理費
19.5万円～	1.5㎡	195,000円	3,000円
	2.0㎡	260,000円	4,000円
芝墓地	1.5㎡	195,000円	5,000円

お一人様

40万円～

永代管理料 5万円
永代使用料 5万円
(各一括前納)

	2名の場合	3名の場合
50万円	60万円	
	4名の場合	5名の場合
70万円	80万円	

新型プレート葬 ひだまりや芝墓地、一般墓地とご家族に合ったお墓が選べます。

三舟霊園 管理事務所／富津市前久保314 受付時間／9:00～17:00

霊園概要 ●許可番号:第H30-1号 ●許可年月日:平成30年11月14日 ●経営主体(宗)成田山木更津教会

☎0439-88-2000

- 会社名:木更津石材株式会社
- 所在地:千葉県木更津市矢那4385-1
- TEL:0438-52-3131

<http://www.kisarazu.co.jp>

**地元、君津市で親しまれて50年！
ベテランスタッフが丁寧に対応いたします**

こんな時はお気軽にご相談ください

遺品整理

大切な人の思い出を
ゴミとして捨てられ
たくない

生前整理

自分が亡くなった
あと、家族に迷惑を
かけたくない

特殊清掃

汚染物撤去や除菌・
消臭など自分だけ
ではできないもの

ゴミ屋敷の清掃

どこから
片づけていいのか
わからない

遺品のお買取

そのまま
処分するのは
もったいない

お片付け

最近、身体が
思うように
動かない

**小櫃清掃社の遺品整理・生前整理は
追加料金は一切かかりません！**



遺品整理・生前整理の基本料金

間取り	料金の目安
1K・1DK	38,500円(税込)～
1LDK・2DK	55,000円(税込)～
2LDK・3DK	88,000円(税込)～
3LDK	132,000円(税込)～
4LDK	165,000円(税込)～

※表は概算料金です。 ※実際の料金は現地にお伺い後にお見積りさせていただきます。
※お見積り時に内訳の明細をお渡しいたします。

基本料金に含まれる サービス

貴重品・処分品の
仕分け作業

不用品の回収・処分
※一般廃棄物の収集運搬は、許可事業者に
提携して行っております。

整理後の簡易清掃

空き家でお悩みの方もお相談ください
相談・お見積り無料 まずはお気軽にご連絡ください！

お問合せ 0439-27-0881 受付時間 8:00～17:00

環境にもっとやさしさを。

OBITSU 有限会社小櫃清掃社

〒292-0443 千葉県君津市寺沢156
定休日 第2・4土曜日/日曜日・祝日



千葉県公安委員会許可 第441290000657号 時計・宝飾品商

<https://obitsu-ihinseiri.com>

君 津 市 の 相 続 ・ 法 律 相 談 は 私 に お 任 せ く だ さ い



あなたの「困った」に
迅速対応
解決まで安心サポート

相 続 人 調 査

遺産分割手続（協議・調停等の代理）

使 途 不 明 金 に 関 す る 対 応

遺 留 分 侵 害 額 請 求 の 対 応

遺 言 作 成 に 関 す る ア ド バ イ ス

初 回 45分
無料相談実施中

ワンストップ
サービスの実現

分かりやすい
明朗会計

まずはお気軽にお電話でご連絡ください



きみさらず法律事務所
KIMISARAZU LAW OFFICE

住 所：千葉県木更津市清見台東3丁目18番6号

営業時間：9:00～17:00

定 休 日：土日祝 ※ただし、新規のお客様に限りまして、月2回程度の夜間
相談日と月1回程度の休日相談日を設けています。
具体的な日程は当ホームページをご確認ください。

U R L：https://www.sodegaura-lawyer.jp/

📞 0438-40-4003

▼ ホームページ



▼ Youtube



弁護士 若林 侑

相続・不動産のこと、ご相談ください

相続は「財産」と「家族の将来」を考えること。
房総の不動産を見つめて半世紀。
お客様の暮らしと資産の価値を守るため、
住まいや不動産に係るあらゆるニーズにお応えいたします。



私たち新昭和リビングズは、お一人おひとりに合わせ、さまざまなお手続きをワンストップでサポートいたします。

房総エリアでの
確かな実績

新昭和グループの幅広いネットワークと
半世紀にわたる豊富な取引実績

新昭和リビングズの
感動査定

相談が早期解決の近道です。
無料査定・安心査定・スピード査定・訪問査定・ネット査定

法律に係る
専門的サポート

協力業者最首総合事務所グループによるサポート
司法書士・行政書士・土地家屋調査士・弁護士・税理士

査定申込・売却相談などホームページからのお問い合わせも可能です。
右記コードを読み取り、ホームページ内「不動産活用」のページをご覧ください。



不動産事業部 君津店
0439-27-1711
〒299-1162 千葉県君津市南子安 5-13-2

お客様の暮らしと資産の価値を守る



新昭和リビングズ

株式会社 新昭和リビングズ 本社/千葉県木更津市東太田3-9-23
建設業許可 千葉県知事許可(般-3)第51490号/宅地建物取引業者免許 千葉県知事(5)第14500号/マンション管理業者登録番号
国土交通大臣(5)第032584号/一般建築士事務所 千葉県知事登録 第1-2008-8654号/賃貸住宅管理業者登録番号 国土交通大臣
(01)第0000840号/(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

私たちにお任せください



君津市での

相続税申告

相続手続き

遺言・贈与

当センターが選ばれる理由

①

相談経験豊富な専門家が
初回相談を無料に対応！

②

税理士、行政書士が所属。
相続手続一括対応可能

③

明確な料金体系！
安心の事前見積もり

木更津相続サポートセンター

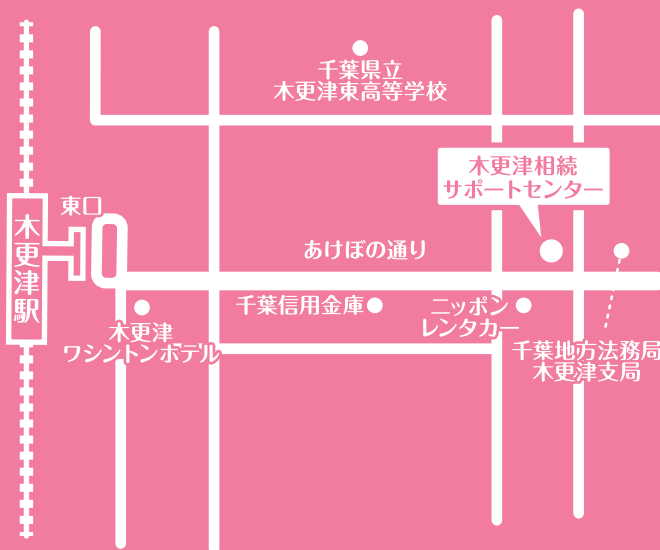
運営 行政書士法人木更津相続サポートセンター
税理士法人吉田会計

住所 〒292-0057 千葉県木更津市東中央 2-4-14
木更津東中央ビル 2 階

フリーダイヤル 0120-44-2767

相続相談ご予約・受付時間 9:00 ~ 17:45 (平日)

木更津駅より徒歩約 **10分**



0120-44-2767

受付時間：平日 9：00-17：45



発 行 君津市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2024 年 12 月